

快適森林環境創出事業実施要領

(制定	平成26年3月26日	林第691号)
(改正	平成27年3月23日	林第660号)
(改正	平成29年3月27日	林第929号)
(改正	平成30年3月28日	林第894号)
(改正	平成31年3月20日	林第878号)
(改正	令和2年3月31日	林第822号)
(改正	令和3年3月31日	林第878号)
(改正	令和6年3月27日	林第761号)
(改正	令和8年3月19日	林第728号)

(趣旨)

第1 森林所有者が管理を放棄した里山林等は、薄暗く荒廃しており、快適な生活環境が失われるとともに、集中豪雨等により土砂災害が発生するなど、適切な整備が求められている。

また、松くい虫被害は依然として広範囲で発生している。

このため、荒廃した里山林等を適切に保全・整備するとともに、松くい虫被害林等を自然力を活かして再生することにより、災害が少ない安全で快適な森林環境を創出するなど、森林のもつ公益的機能の回復を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年8月17日付け、岡山県規則第56号。以下「交付規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和41年12月26日付け、林第522号。以下「交付要綱」という。）並びにこの要領によること。

(事業の内容及び補助対象経費等)

第2 この要領における事業の内容及び補助対象経費の内容は別表のとおりとする。

2 補助基本額については、別途通知する。

(補助対象となる区域等)

第3 補助対象となる区域等は次のとおりとする。

1 里山林等再生事業

(1) 次の全てを満たす森林であること。

ア 下層木の減少や竹林の拡大等により土砂崩壊防止等の公益的機能低下のおそれがあり、緊急的に整備が必要な森林

1) 学校や道路等の公共施設や人家からの距離が概ね200m以内

2) 1団地当たりの面積が0.1ha以上

3) 市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林

イ 森林所有者、市町村長及びボランティアグループ等が、里山林の整備に関する協定を締結し、事業完了後下草刈り等の自主的整備が行われること。

協定の内容については次のとおりとし、別紙1の様式に準じて作成するものとする。

1) 協定の目的

2) 対象森林

3) 協定の期間

4) 利用範囲

5) 事業実施後の管理方法

6) 経費負担

7) その他必要な事項

ウ 森林所有者が、事業完了後5年間皆伐・転用しないことを確約した森林
(2) 上記(1)に加え、メニューごとに次の要件に該当する森林であること。

ア 快適生活環境整備

雑木や枯損木等が密生し、人の手を入れなければ天然更新が困難な森林のうち、地域住民の快適な生活に資する森林

イ 災害に強い森林整備

学校等公共施設や居住地周辺で、下層植生の減少等により土砂流出の恐れがある森林

ウ 荒廃竹林整備

竹林が侵入し本来の植生が失われる恐れがある森林

エ 有害野生鳥獣緩衝帯整備

有害鳥獣の生息場所となっている人家・農地等周辺森林

2 松くい虫被害林再生事業

(1) 森林再生

松くい虫被害林であって、本数被害率が5%以上の被害地であること。

3 広葉樹等利用促進事業

(1) 搬出助成

ナラ枯れ被害の発生していない箇所で実施するものであること。また、1申請当たりの最低数量は10m³とし、上限が100m³/haであること。

(2) 倒木接種

1申請当たりの最低数量は10本とし、原則として10月から紅葉期に伐採と同時に食用キノコを接種したものに限る。

(3) 大径広葉樹利用促進

ナラ枯れ被害の発生していない箇所で実施するものであること。また、市町村、森林組合、木材生産業者等及び家具生産業者等の生産者と利用者が協同で事業計画を作成し、実証事業に取り組むものであること。

実証内容は、しいたけ原木や木質チップ加工利用、薪等の燃料利用等の既存用途だけでなく、他の用途にも利用することを目的とし、コストを含めた様々な課題に取り組み、今後、利用方法が広く普及する可能性が高いものとする。

なお、大径広葉樹とは、原則として胸高直径20cm以上のものとし、それらの大径広葉樹が生育する森林内にある広葉樹も併せて利用しても差し支えないものとする。

(4) 林地残材利用促進

針葉樹及び広葉樹の林地残材を木質チップ等に有効活用するため、伐採業者や木材運搬業者等が搬出を促進するための課題を整理し、その解決に向け実証的に取り組むものであること。

木質チップ加工利用等を対象とし、しいたけ原木利用は対象としない。

(補助率及び補助上限額)

第4 補助率は次のとおりとする。

1 里山林等再生事業

補助対象経費の1/2以内

2 松くい虫被害林再生事業

(1) 森林再生

補助対象経費の1/2以内

3 広葉樹等利用促進事業

(1) 搬出助成

補助対象経費の1/2以内 ただし、5,000千円を上限とする。

- (2) 倒木接種
補助対象経費の1/2以内
- (3) 大径広葉樹利用促進
補助対象経費の1/2以内 ただし、1,000千円を上限とする。
- (4) 林地残材利用促進
補助対象経費の1/2以内 ただし、1,500千円を上限とする。

(事業計画の作成等)

第5 事業主体は、快適森林環境創出事業計画書（以下「事業計画書」という。）を次の様式により作成し、様式第2号に添付して別に示す日までに所轄の県民局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。ただし、(1)の場合は、事業実施箇所の市町村を経由して局長に提出するものとする。

- (1) 里山林等再生事業
様式第1-1号
- (2) 松くい虫被害林再生事業
 - ア 森林再生
様式第1-2号
- (3) 広葉樹等利用促進事業
 - ア 搬出助成
様式第1-3号
 - イ 倒木接種
様式第1-4号
 - ウ 大径広葉樹利用促進
様式第1-5号
 - エ 林地残材利用促進
様式第1-6号

- 2 局長は、事業主体から提出のあった事業計画書の内容を審査し、適当と認められるときはこれを承認し、様式第3号により事業主体に通知するとともに、様式第4号により農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。
- 3 部長は、前項の事業計画書承認報告に基づき、予算の範囲内で局長に補助金を配分する。
- 4 局長は、前項の規定による配分に基づき、事業主体に補助金の額を内示するものとする。
- 5 事業主体は、事業計画の重要な変更をしようとするときは、様式第6号により局長の承認を受けるものとする。なお、この場合、上記第5から第5の3の規定を準用するものとする。
- 6 前項に定める「重要な変更」とは、交付要綱第6条で規定する軽微な変更以外の変更とする。

(補助金の交付事務)

第6 事業主体は、第5の4による内示があったときは、交付要綱第3条の規定による補助金交付申請書を、速やかに局長に提出するものとする。

なお、申請単位は交付要綱事業別様式Iに定める事業計画書毎に行うものとし、同事業計画書の事業目的欄に第2で定める事業内容を記載すること。

- 2 局長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第7号により事業主体に通知するものとする。
- 3 事業主体は、事業が完了したときは、交付要綱第9条の規定による実績報告書を局長に提出するものとする。
- 4 局長は、実績報告書の提出があったときは、別紙2の「確認調査要領」に基づきその内

容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められたときは、交付規則第14条により補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

5 補助金の確定額は、次の各号により算出した額のうち最も低い額とする。

(1) 交付規則第7条の規定による補助金等の交付の決定の通知の補助金の額（変更された場合は変更された額とする）

(2) 補助基本額に数量及び補助率を乗じて求められた額

(3) 補助事業に要した実支出額（実行経費）に補助率を乗じて求められた額

6 局長は、補助金の額を確定したときは、様式第8号により部長に報告するものとする。

(看板の設置)

第7 里山林等再生事業の実施に当たっては、事業施行地におかやま森づくり県民税を活用した事業により整備したことを表示した看板を設置しなければならない。

(事業の推進及び指導)

第8 知事は、事業主体に対し、事業の円滑な実施を図るために必要な助言、指導、調整等を行うものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和8年度事業から適用する。

別表（第2条関係）

区分		事業の内容	補助対象経費の内容
里山林等再生事業	快適生活環境整備	地域住民の快適な生活に資する森林で、不用木の伐倒整理や上層木の伐りすかし、彩りのある郷土樹種の植栽を行い、見通しが良く多様性に富んだ快適な森林へ誘導する。	地域住民の快適な生活に資する森林における、不用木の伐倒整理、上層木の伐りすかし、郷土樹種の植栽に係る経費
	災害に強い森林整備	学校等公共施設や居住地周辺の土砂流出のおそれがある森林で、不用木の伐倒整理、上層木の伐りすかし等により下層植生や根系の発達を促し、災害の未然防止を図る。	学校等公共施設や居住地周辺の土砂流出のおそれがある森林における、不用木の伐倒整理、上層木の伐りすかし等に係る経費
	荒廃竹林整備	竹林が侵入し本来の植生が失われるおそれがある森林で、竹林を伐倒整理し、竹林の拡大を防止する。	竹林が侵入し本来の植生が失われるおそれがある森林における、竹林の伐倒整理に係る経費
	有害野生鳥獣緩衝帯整備	有害鳥獣が生息する人家・農地等周辺森林で、上層木の伐りすかしや不用木の除去、雑草刈り払い等を行い、明るく見通しの良い緩衝帯を整備する。	有害鳥獣が生息する人家・農地等周辺森林における、上層木の伐りすかし、不用木の除去、雑草刈り払い等緩衝帯整備に係る経費
松くい虫被害森林再生事業	森林再生	自然力を活かした跡地更新を容易にするため、過年度被害木及び不用木等を伐倒整理する。	自然力を活かした跡地更新を容易にするための過年度被害木及び不用木等の伐倒整理に係る経費
広葉樹等利用促進事業	搬出助成	未利用となっている広葉樹をしいたけ原木、薪、チップ等に積極的に利用（原木の搬出）する。	しいたけ原木、薪、チップ等に利用する原木の運搬に係る経費
	倒木接種	未利用となっている広葉樹をしいたけ原木等に積極的に利用（倒木接種）する。（倒木接種：玉切り、運搬、伏せ込み等の作業を行わない省力的きこの栽培方法）	伐採されたしいたけ原木の倒木接種に係る経費
	大径広葉樹利用促進	大径広葉樹の有効活用に係る検討会の開催及び、その実証的な取り組み。	検討会の開催費及び、実証的に取り組むための経費（謝金・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料）、実証事業に係る経費（伐採費・造材費・搬出運搬費・製材乾燥費・事業雑費）、報告書作成経費
	林地残材利用促進	林地残材を木質チップ等に有効活用するための実証的な取り組み。	林地残材を搬出するために必要な機械等の経費（機械レンタル料、運搬費、中間山土場借上料、需用費、事業雑費）、報告書作成経費

(別紙)

快適森林環境創出事業実施に当たっての留意事項

第1 共通事項

- 1 区域については、実測又は既往の測定資料等（森林計画図等を含む。）で確認を行う。
- 2 数量の単位は、区域については、ヘクタールとする。（少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで表示する。）材積については、立方メートルとする。（表示単位については、少数第4位を四捨五入し少数第3位まで表示する。また、集計単位については、少数第3位を四捨五入し少数第2位までとする。）
- 3 経費の収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出について、証拠書類を整備しておくこと。
- 4 算定額の単位
交付額は円を単位とし、円以下の端数はすべて切り捨てとする。
- 5 写真の管理
事業実施前、作業中及び実施後がわかる写真を整備しておくこと。

第2 個別事項

1 里山林等再生事業

- (1) メニューごとの実施内容及び実施基準は次のとおりとする。

メニュー	実施内容
快適生活環境整備	ア 不用木伐倒、イ 郷土樹種の植栽
災害に強い森林整備	ア 不用木伐倒
荒廃竹林整備	ウ 荒廃竹林整備
有害野生鳥獣緩衝帯整備	エ 緩衝帯整備

ア 不用木伐倒

①上層アカマツ主体

区 分	本数伐採率	標 準 仕 様
上層木	40%~60%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枯損しているアカマツと混交している広葉樹を伐採対象とする。 ・ 被圧木、枯死木、常緑広葉樹やボランティア活動による伐倒が困難な大径木を優先して伐採し、残存木が均等な配置となるよう整備する。 ・ 花木や木工品の材料として有用な木は極力残すようにする。 ・ 林床まで到達する陽光量は開放地の30%以上を目標とし、伐採後の上層木の成立本数は、1ha当たり600本を目安とする。 ・ 伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
中層木	40%~60%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常緑広葉樹や成長の悪い木、形の悪い木を優先的に伐採する。 ・ 花木や木工品の材料として有用な木は極力残すようにする。 ・ 伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
下層木	概ね50%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地表を被覆しているササ類、蔓性類、草本類や常緑広葉樹を除去し、ツツジ類などの花木やキキョウなどの野草が生育できるよう整備する。 ・ 除去物は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。

②上層広葉樹主体

区 分	本数伐採率	標 準 仕 様
上層木	30%~50%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常緑広葉樹を中心に、被圧木、枯死木やボランティア活動による伐倒が困難な大径木を優先して伐採し、残存木が均等な配置となるよう整備する。 ・ 花木や、木工品の材料として有用な木は残すようにする。 ・ 林床まで到達する陽光量は開放地の40%以上を目標とし、伐採後の上層木の成立本数は、1ha当たり500本を目安とする。 ・ 伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
中層木	30%~50%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常緑広葉樹や成長の悪い木、形の悪い木を優先的に伐採する。 ・ 花木や木工品の材料として有用な木は極力残すようにする。 ・ 伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
下層木	概ね50%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地表を被覆しているササ類、蔓性類、草本類や常緑広葉樹を除去し、ツツジ類などの花木やキキョウなどの野草が生育できるよう整備する。 ・ 除去物は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。

イ 郷土樹種の植栽

植栽樹種は、県内に自生し、花や紅葉が美しいものや野鳥の餌になる実を付けるもの等とする。

ウ 荒廃竹林整備

天然アカマツ林や天然広葉樹林に侵入した竹を伐倒除去し、竹林の拡大を防ぐ作業を行う。伐倒時期は、翌年の新竹の発生量を少なくするため、貯蔵養分が少ない時期に行うよう努めるものとする。

伐倒した竹は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。

エ 緩衝帯整備

概ね30m幅で、伐りすかし、不用木の除去、雑草木の刈り払いを行い林内の見通しの改善を図ることで、有害鳥獣の隠れ場やねぐら場所等にならないように整備する。

①上層アカマツ主体

区分	本数伐採率	標準仕様
上層木	40%~60%	<ul style="list-style-type: none">・ 枯損しているアカマツと混交している広葉樹を伐採対象とする。・ 被圧木、枯死木、常緑広葉樹やボランティア活動による伐倒が困難な大径木を優先して伐採し、残存木が均等な配置となるよう整備する。・ 花木や木工品の材料として有用な木は極力残すようにする。・ 林床まで到達する陽光量は開放地の30%以上を目標とし、伐採後の上層木の成立本数は、1ha当たり600本を目安とする。・ 伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
中層木	概ね80%以上	<ul style="list-style-type: none">・ 常緑広葉樹を中心に強度な伐採を行う。・ 伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
下層木	概ね80%以上	<ul style="list-style-type: none">・ 地表を被覆しているササ類、蔓性類、草本類等の下層植生を強度に除去する。・ 除去物は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。

②上層広葉樹主体

区 分	本数伐採率	標 準 仕 様
上層木	30%~50%	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑広葉樹を中心に、被圧木、枯死木やボランティア活動による伐倒が困難な大径木を優先して伐採し、残存木が均等な配置となるよう整備する。 ・花木や、木工品の材料として有用な木は残すようにする。 ・林床まで到達する陽光量は開放地の40%以上を目標とし、伐採後の上層木の成立本数は、1ha当たり500本を目安とする。 ・伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
中層木	概ね80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑広葉樹を中心に強度な伐採を行う。 ・伐倒木は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。
下層木	概ね80%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・地表を被覆しているササ類、蔓性類、草本類等の下層植生を強度に除去する。 ・除去物は、今後の管理作業に支障をきたさないよう集積する。

(2) 区域面積については、別に定める補助基本額の区分毎に実測すること。

(3) 事業実施前と実施後の対比ができるよう写真による管理を行うこと。

(遠景：居住地域等を含めて撮影、近景：改良状況を適宜)

2 松くい虫被害林再生事業

ア 森林再生

①事業の採択に当たっては、学校等の公共施設や、人家が保全対象のものを優先する。

②被害木並びに不用木を立木本数（地際直径5cm以上の樹木）の20%以上伐採すること。

③下層にある高木性の稚樹が効率よく成長するよう不用木を伐採すること。

④事業実施前と実施後の対比ができるよう写真による管理を行うこと。

(1haに1箇所以上)

3 広葉樹等利用促進事業

ア 搬出助成

①搬出材積については、材の出荷を証明する書類等を提出すること。

なお、しいたけ原木に限り、材積を証明する書類等の作成が困難である場合は、次の換算表により材積を決定する。

(材積換算表)

しいたけ原木平均直径	1本当たり材積
5 c m ~ 7 c m 以下	0. 0 0 2 8 m ³
7 c m ~ 9 c m 以下	0. 0 0 5 0 m ³
9 c m ~ 1 1 c m 以下	0. 0 0 7 9 m ³
1 1 c m ~ 1 3 c m 以下	0. 0 1 1 3 m ³
1 3 c m ~ 1 5 c m 以下	0. 0 1 5 4 m ³
1 5 c m ~ 1 7 c m 以下	0. 0 2 0 1 m ³
1 7 c m ~ 1 9 c m 以下	0. 0 2 5 4 m ³
1 9 c m ~ 2 1 c m 以下	0. 0 3 1 4 m ³

※しいたけ原木の1本の長さは、1 mを標準とする。

②上記①における「材の出荷を証明する書類等」については、山土場から出荷された、しいたけ原木・薪・チップ等を最初に受け取ったもの（一次受取者）、またはその次（二次受取者）以降に受け取った者の何れかの者が証明する受取伝票等とする。

ただし、二次受取者以降の者が証明する受取伝票等の場合は、証明する者までの流通ルートを明記した資料を添付すること。

③しいたけ原木に限り、事業主体が、自己所有林等を自ら伐採し、トラック等で運搬したしいたけ原木を、自らしいたけ生産に使用する場合は、事業主体が証明する受取伝票等で可とするが、数量等を明確にできるよう、はい積状況等の写真を添付すること。

④しいたけ原木に限り、事業完了確認として扱う受取伝票等には、しいたけ生産用の原木以外の用途に使用しない旨を明記するか、必要に応じて別紙参考様式1に準じた確約書を提出すること。

⑤伐採実施エリアについては、伐採前、作業中及び伐採後の状況等がわかる写真、原木運搬については、積み込み及び荷下ろしの状況等がわかる写真を整理すること。

⑥広葉樹の重量(t)から材積(m³)への換算は、重量(t)に換算係数 0.76 を乗じて、材積(m³)に換算すること。

イ 倒木接種

- ①倒木接種用の原木は、元口直径 18cm 以上、長さ 6 m 以上とし、原則として 10 月から紅葉期に伐採と同時に食用キノコを接種すること。
- ②伐採実施エリアについては伐採前、作業中及び伐採後の状況等がわかる写真、倒木接種については、倒木接種前、作業中及び倒木接種後の状況等がわかる写真を整理すること。

ウ 大径広葉樹等利用促進

- ①検討会は、実証事業実施前後に 2 回行うこととする。
- ②検討会に係る旅費は、上限 20,000 円とする。
- ③事業実施状況写真を撮ること。
- ④実証課題報告書は、事業の実施内容、問題点、今後の方針等を具体的に整理し、別紙参考様式 2 を参考に作成し、3 月 20 日までに提出すること。

エ 林地残材利用促進

- ①事業地の施工前(林地残材搬出前)と施工中、施工後(林地残材搬出後)の写真を撮ること。
 - ②事業主体が、集積した林地残材をチップ加工業者等へ受け渡す場合は、受取伝票等を受領し整理すること。
- ※チップ工場への搬入量が確認できる資料(計算書(重量取引の数値が記載されたもの)例(真庭バイオマス集積基地：買掛金計算書及び個別計量票)重量から材積への換算集計表(任意様式)、重量(t)に換算係数 1.25 を乗じて材積に換算)
- ③事業主体が、集積した林地残材を自ら木質チップ加工し、発電所へ運搬する場合は、事業主体が証明する受取伝票等で可とするが、数量等を明確にできるよう、山土場等のはい積状況等の写真を撮ること。
 - ④実証課題報告書は、事業の実施内容、問題点、今後の方針等を整理することとし、実施内容ではコスト面の検証等、具体的なデータをまとめ、別紙参考様式 3 を参考に作成し、3 月 20 日までに提出すること。

確 約 書

令和 年 月 日

岡山県〇〇県民局長 殿

(しいたけ原木受取者)

住 所

氏 名

印

私は、令和〇〇年度快適森林環境創出事業の広葉樹利用促進（搬出助成）に係る、次の「しいたけ原木」について、しいたけ生産以外の用途に使用しないことを確約します。

記

- 1 受取年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 受取樹種及び材積(本数)
樹種：〇〇〇
材積(本数)：〇〇m³(〇〇本)
※材積または本数を記入する。

令和 年度

大径広葉樹利用促進 実証課題報告書

事業主体：〇〇〇〇

1 実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 実施の目的：

3 実施の内容：

ア 検討会

日時	場所	参加者	検討内容	備考

イ 実証事業

日時	場所	参加者	実施内容	備考

4 検討課題

-

5 事業の成果

-

6 今後の方針

-

7 その他

- 試験データ等参考となる資料があれば添付のこと。

(別紙参考様式3)

令和 年度

林地残材利用促進 実証課題報告書

事業主体：○○○○

1 実施期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 実施の目的：

3 実施の内容：

日時	場所	実施内容	備考

4 検討課題

-

5 事業の成果

-

6 添付資料

- 試験データ等参考となる資料があれば添付のこと。